

平成 29 年 8 月 22 日

各 位

会社名：株式会社 フェリシモ
代表者：代表取締役社長 矢崎 和彦
(コード番号 3396 東証第一部)
問い合わせ先：
執行役員 経営企画室長 宮本 孝一
(TEL 078-325-5555)

業績連動型株式報酬制度の内容の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 4 月 25 日に「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(ご参考：<https://goo.gl/6m8CZe>) で開示いたしました業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の内容について、以下のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の概要

本制度は、取締役(社外取締役または監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員(以下「対象取締役等」といいます。)に対して、対象期間の最終事業年度における当社個別(単体)営業利益目標の達成率等に応じて、当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度です。営業利益目標を当社個別(単体)としておりますのは、本制度が本体事業の中長期的な業績向上及び企業価値の増大を主たる目的としていることに基づきます。なお、対象取締役等への当社普通株式の交付は、最終事業年度の終了後に行うものとします。

2. 本制度の内容

(1) 対象期間

平成 30 年 2 月 28 日で終了する事業年度(平成 30 年 2 月期)から平成 32 年 2 月 29 日(平成 32 年 2 月期)で終了する事業年度の 3 事業年度(以下「対象期間」といいます。)とします。

(2) 対象者

対象取締役等とします。なお、対象期間中に対象取締役等に就任した者であって、対象期間の最終事業年度が終了する前に当該取締役等を任期満了等により退任した者についても支給対象とします。但し、その場合であっても、対象期間中に定年退職を除く理由で退職した者については除外するものとします。

(3) 交付の方法

対象期間の最終事業年度が終了した後に開催される取締役会において、(5)の基準によって算出された割当株式数を基礎として、各対象取締役等に対して現物出資に供するための金銭報酬債権を付与するものとします。各対象取締役等は、当該金銭報酬債権を現物出資することにより、割当株式数に応じた当社普通株式を取得するものとします。なお、当社普通株式の交付にあたっては、株式報酬としての自己株式の処分の方法によるものとします。

(4) 本制度にかかる金銭報酬債権の報酬額及び割当株式数の上限

対象取締役等に支給する本制度にかかる金銭報酬債権の報酬額の上限は、対象期間において5億円以内とし、割当てる当社株式の総数は対象期間において30万株以内とします。

なお、当社の発行済株式の総数が株式の併合、株式の分割または株式無償割当て等によって増減した場合は、対象取締役等に対して交付される当社普通株式の数は、当社の取締役会による決定に基づき、その比率に応じて合理的に調整されるものとします。また、金銭報酬債権の金額の上限または割当株式総数の上限を超えるおそれがある場合は、当該上限を超えない範囲で、各対象取締役等に対して割当てる株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることができるものとします。

(5) 営業利益目標の指標、算出の方法

本制度が当社の中長期的な業績向上及び企業価値の増大を主たる目的としていることに鑑み、対象期間の最終事業年度である平成32年2月期における営業利益目標を12億円から26億円と設定しております。当該営業利益が12億円を上回った場合に、以下に記載する【平成32年2月期営業利益レベル別割当株式枠】に応じて、役割・職務、在任期間を含む業績貢献度等を勘案して対象取締役等ごとの割当株式数を算出するものとします。算出した割当株式数に1株未満の株式が生じる場合、1株未満は切り捨てるものとします。

なお、本制度は対象期間の最終事業年度において営業利益目標を達成した場合にのみ効力を有するものとし、対象期間の最終事業年度に営業利益目標を達成できなかった場合は、平成30年2月期または平成31年2月期に営業利益目標を達成していたとしても本制度は無効になるものとします。

【平成32年2月期 営業利益レベル別割当株式枠】

営業利益レベル	割当株式枠（上限）	参考金額
12億円以上18億円未満	100,000株	166,600千円
18億円以上26億円未満	200,000株	333,200千円
26億円以上	300,000株	499,800千円

※参考金額は1株の株価を1,666円として算出しております。

(6) 1株当たりの払込金額

本制度における対象取締役等に割当てられた当社普通株式1株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値等、対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲内で取締役会において決定するものとします。

(7) 税金の負担

本制度に基づく当社普通株式の取得にあたっては、各対象取締役等に納税費用が発生しますが、当該納税費用については各対象取締役等個人が負担するものとします。

(8) その他

対象取締役等が取得した当社普通株式の取扱い、処分その他本制度の詳細については、当社と各対象取締役等との間で「業績連動型株式報酬制度割当契約書」を締結し、当該契約書に基づいて取り決めるものとします。なお、企業再編等が生じた場合の本制度の取扱いについては、本制度自体の見直しを含めて取締役会において決議するものとします。